

## 第258回郵政民営化委員会後 委員長記者会見録

日時：令和5年2月27日（月）16:30～16:39

方法：Web会議

○司会 それでは、時間となりましたので、ただいまから郵政民営化委員会山内委員長によりまず記者会見を行います。

本日もウェブ方式の会見としております。大変恐縮ですけれども、御発言されないときにはマイクをミュートにさせていただきますようによろしくお願いいたします。

会見の進め方としては、冒頭、山内委員長に御発言を頂きまして、その後、質疑応答を行います。

それでは、山内委員長、よろしくお願いいたします。

○山内委員長 承知いたしました。郵政民営化委員会委員長の山内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の郵政民営化委員会の概要について御説明申し上げたいと思います。資料についてはお配りしているとおりでということでございます。

本日は、日本郵政グループから日本郵政グループの2023年3月期第3四半期決算等についてヒアリングを行いました。それから、株式会社かんぽ生命保険の新規業務の届出についての審議をいたしました。そして、株式会社かんぽ生命保険から投資子会社保有の認可申請についてのヒアリングを行いました。この3件が今日の議題でございます。

議事の内容については配付資料を御覧いただければと思います。

まず、議題1ですけれども、日本郵政グループの2023年3月期第3四半期決算等についての質疑ですが、主なものとしては、皆さん御承知のとおり、金利の上昇が話題になっておりますけれども、金利が上昇したことについてどのように対策をするのかということでお質問がありました。これに対して、ゆうちょ銀行のお答えですけれども、金利の上昇については保有債券の評価額の下落要因になる、こういう一面と、新たに投資したものについては利ざやを稼げる、こういう2つの面がある。こういう2つの側面を考慮しながら、金利上昇、市場の運用環境の変化に対応しているというお答えを頂きました。

以上が議題1でございます。

それから、議題2に関する議事ですが、かんぽ生命保険の新規業務の届出について、「株式会社かんぽ生命保険の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針」、これは令和3年10月に出しましたけれども、この方針にのっとりまして、昨年12月16日の委員会で調査審議を実施することを決定いたしまして、前回、これは1月20日ですけれども、この委員会では関係者からの意見聴取を行ったところでございます。

郵政民営化法上、かんぽ生命保険が新規業務を行うに当たっては、他の生命保険会社との適正な競争関係、こういった問題と、それから利用者への役務の適切な提供、これを阻

害することのないように特に配慮しなければならない、こういうふうに定められているわけでございます。そして、この配慮義務について、方針にのっとり、かんぽ生命保険から提出された収支の見込み等を含む書面や聴取した意見、これを基に調査審議を行った結果であります。委員会としてはその実施について問題ないと判断いたしましたことを報告いたします。

なお、かんぽ生命保険に対しては委員会として次の点を求めたいと考えております。それは、業務開始後においても適切な確認、検証等を行う場合に備えて、今回、届出のあった新規業務に関する年間販売状況を当委員会に報告するというところでございます。委員会としては、かんぽ生命保険の新規業務の実施状況を踏まえながら、必要があれば委員会において確認あるいは検証等を行うことについて検討してまいりたいと考えております。

また、前回1月20日の委員会で実施したかんぽ生命保険の新規業務に関する関係者からの意見聴取、これでいろんな御意見を頂いたわけですが、その御意見と文書で頂いた御意見、これに対して委員会の考え方を取りまとめた次第であります。

これに関する質疑ですけれども、株式会社かんぽ生命保険の新規業務については、次のような御意見がありました。今回のかんぽ生命の新商品販売について賛成するということで、学資保険の前回改定時のような急激にシェアを拡大するほどの商品にはならないということが予想される。そして、市場に大きな影響を与えることにならないと判断する。こういった御意見がございました。

以上、議題2ということになります。

それから、議題3ですが、株式会社かんぽ生命保険の投資子会社保有の認可申請についてであります。かんぽ生命から子会社の概要について御説明いただいた後に質疑を行ったわけですが、これについての御意見を御紹介させていただきます。

100%子会社であれば、かんぽ生命からの経営者を受け入れないとガバナンスが効かない。ファンドのプロと経営者は違うと思うので、役員クラスを送り込む必要がある。その覚悟と人選をしっかりと行っていただきたいというものであります。これに対してかんぽ生命からは、社長はかんぽ生命から送り出す。そして、社長もファンドマネジャーの経験、実績があるものであり、経営者としてしっかりと会社を運営していきたい、こういうお答えを頂いたところであります。

かんぽ生命の子会社の認可申請については、既にパブリックコメントを2月20日から始めておまして、3月13日までということになっております。また、そのパブリックコメントで提出された意見について、令和5年3月23日に開催を予定しております委員会で意見聴取を予定しております。委員会での意見陳述を希望される方については3月13日までにお申し出いただくことになっているところであります。

今日の議事については以上でございます。次回委員会の開催については未定ということでございます。

私からの説明は以上でございます。

○司会 それでは、質問をお受けいたします。御質問がある方は御発声または挙手ボタンでお知らせください。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これで会見を終了いたしたいと思います。

山内委員長、本日御出席の皆様、どうもありがとうございました。

○山内委員長 どうもありがとうございました。

以上